

ルールとマナーを守って 犬・猫を正しく飼いましょう

私たちに最も身近なペットとして親しまれている犬や猫。最近、犬や猫によるご近所間のトラブルが大変増えています。改めて正しい飼い方をしているか注意して見直してみましょう。

犬の飼い方 ～あなたの犬は迷惑をかけていませんか～

●他人に迷惑をかけないように飼いましょう

犬の放し飼いは絶対にしないでください。散歩は引き綱をつけて行い、朝・晩運動のために放すこともやめましょう。また、フンは飼い主が責任を持って始末しましょう。散歩のときはビニール袋などを用意しましょう。

●犬の登録と狂犬病予防注射を忘れていませんか

狂犬病予防法という法律に基づき、飼い主には登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。毎年、町では4月に町内の各会場で集合注射を実施していますが、今年度未実施の場合は、動物病院で必ず受けてください。

※あかねペットクリニック（倶知安町）・ニセコの森動物病院（ニセコ町）以外の動物病院で予防接種をした場合は、注射済票の交付がされません。動物病院でもらった狂犬病予防注射済証（紙の証書）を役場住民福祉課環境衛生係へ持参し「注射済票」の交付を受けてください。注射済票の交付を受けないと「狂犬病予防法に規定する手続き」が終了したことになりません。

※交付された注射済票は、飼い犬の首輪等に「鑑札」と一緒に付けることが法律で義務付けられています。これらには番号が記入してあるため、飼い犬に付けておくと迷子となった場合にも、保護されてからすぐに身元が判明し、飼い主へ引き渡すことができます。



注射済票



鑑札

猫の飼い方 ～猫による迷惑を防ぎましょう～

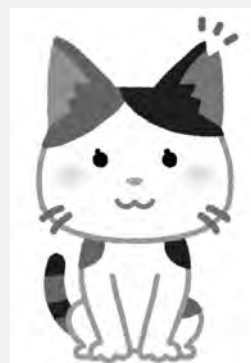
町では、猫についてのご相談や苦情が多く寄せられます。ご相談の多くは、猫の糞尿被害や鳴き声についてです。そして、「猫を違う場所に連れて行ってほしい」や「町で捕獲して処分してほしい」といった要望も寄せられます。しかし、猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、みだりに衰弱させたり、殺傷したりすることは法律で禁じられています。また、野良猫に餌を与えるなどの行為は、野良猫がその周辺で繁殖し、ご近所間のトラブルとなりかねません。無秩序な餌やり行為はやめましょう。

●室内飼育をしましょう

猫には、けい留（つないでおくこと）の義務や登録制度がありません。そのため、室外での放し飼いをすると、飼い主の知らないところで他人に迷惑をかける可能性があります。できるだけ室内での飼育をしましょう。

●不妊・去勢手術をしましょう

飼えない子猫を増やしていませんか？猫は年に3回以上出産することができます。1回に約5匹の子猫を産み、子猫は生後半年で出産できるようになります。また、発情時の鳴き声やマーキングにより近所に迷惑を及ぼす可能性がありますので、不妊・去勢手術を行い、トラブルを未然に防ぎましょう。



問合わせ先【役場住民福祉課環境衛生係 TEL 0135 - 73 - 2011（内線134）】